世界のあしたが見えるまち。
TSUKUBA



第３期 つくば市 教育振興基本計画

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

令和３年(2021年)３月

つくば市教育委員会

〔対象期間〕

令和３年度（2021年度）から
令和７年度（2025年度）まで

これからのやさしさのものさし
つくばSDGs

はじめに

本市では、２期にわたり教育振興基本計画を策定し、市民の皆様の御協力をいただきながら、さまざまな教育施策を展開してまいりました。この間、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努めるとともに、市民の皆様が、生涯学べる環境の整備に取り組んできました。

子どもたちが活躍するこれからの社会は、ますます国際化や情報化・技術革新の進展、さらには環境・貧困問題等、変化の激しい先行き不透明な社会であると言われています。しかし、子どもたちには、これからの社会が、どんなに変化して予測困難な時代になっても、「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、思い描く幸せをそれぞれに実現してほしい。そして、明るい未来を共に創っていってほしい。」と、願っています。

このような中、本市では、令和２年（2020年）３月に市長が中心となり、つくば市の教育の根幹となる「つくば市教育大綱」を策定しました。教育大綱では、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標としており、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が発揮される環境のもと、一人ひとりが自己実現し、社会力が育つことを目指し、知識の教え込みではなく「問いから始める学び」を進めることを示しています。

第３期つくば市教育振興基本計画では、この教育大綱の趣旨を受け、「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」を基本テーマにして、教育大綱に示した

「教え」から「学び」へ

「管理」から「自己決定」へ

「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ

を考え方の根幹としています。そして、知識や技能はもとより、課題発見・解決力、挑戦する力、粘り強さや忍耐力、コミュニケーション力、思いやり・やさしさ・助け合いの心を身に付けさせ、次世代型スキルを日々の授業を中心とした全ての教育活動を通して育んでいくこととしています。また、学校教育を中心に、幼児教育、生涯学習と「学び」がつながるよう連続させて各施策に取り組み、ふるさとつくば、SDGｓ未来都市つくばを支える人財を育成していきます。

本計画に示した教育を、今後５年間、着実に進めていくためには、学校、家庭、地域が、一体となることが重要であると考えています。子どもたちの未来のために、市民の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、この計画を策定するに当たり、多大なご尽力を賜りました宮寺晃夫委員長をはじめとする「第３期つくば市教育振興基本計画策定委員会」委員の皆様、御意見をお寄せいただきました市民の方々に心から御礼申し上げます。

令和３年(2021年) ３月

つくば市教育委員会教育長　森　田　　充



目次

Ⅰ　つくば市教育振興基本計画について 1

1. 計画策定の趣旨 3
2. 計画の位置づけ 4
3. 計画期間 4
4. 計画の対象 4

Ⅱ　つくばが目指す教育 5

1. 計画の基本理念・目標 7
2. 計画の体系 10

Ⅲ　施策の展開 11

基本方針 1　未来をひらく力を育む 12
基本方針 2　豊かな心と健やかな体を育む 20
基本方針 3　互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する 26
基本方針 4　学び続ける教職員を支援する 32
基本方針 5　「学び」を保障する学校環境を整備する 36
基本方針 6　ICT を活用した教育を推進する 42
基本方針 7　「学び」を支える施設を整備する 46
基本方針 8　つくばらしさをいかした「学び」を推進する 50
基本方針 9　「学び」を支える協働体制を充実する 52

Ⅳ　計画の推進 57

1. 計画の推進体制 58
2. 計画の進行管理 58

Ⅴ　資料編 59

1. 委員会設置要綱 60
2. 委員名簿 61
3. 策定経過 62

Ⅰ　つくば市教育振興基本計画について

1.　計画策定の趣旨

本市では、平成 23 年度（2011 年度）に「第 1 期つくば市教育振興基本計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定して以降、「未来をひらく、やさしく、しなやかで、たくましい、幼児・児童・生徒の育成」を基本理念に掲げ、全小・中学校で小中一貫教育を実施するなど、教育の振興に取り組んできました。平成 28 年度（2016 年度）に策定した「第 2 期つくば市教育プラン」（以下「第 2 期プラン」という。）においても、同様の理念を基本として掲げ、「夢・感動のある楽しい学校」の創造を目指し、子どもたちが主体的に学べる環境づくりとしての ICT 教育の推進などに取り組んできました。

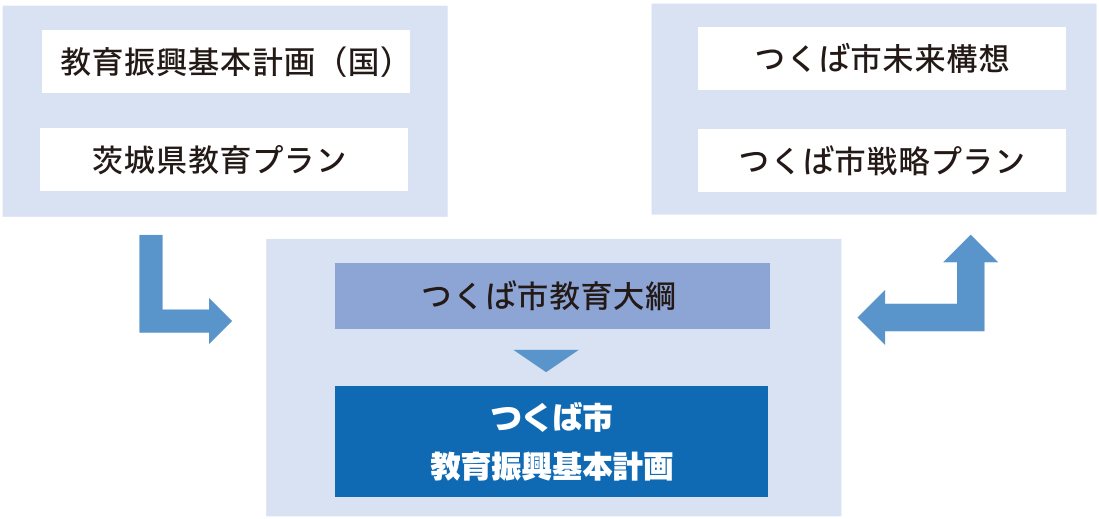
しかしながら、技術革新やグローバル化の進展により、「第 2 期プラン」策定以降も社会は大きく変化し続けています。少子高齢化や地域コミュニティの弱体化などが進む中、教育をめぐっては、自己肯定感の低下やいじめ問題、教員の多忙化など、多様かつ複雑な課題が生じています。このような中、教育には、社会の変化や課題に対応しながら、生涯を通じて、一人ひとりの個性に寄り添い、学びを支援するための施策が求められています。

本市においては、平成 30 年（2018 年）に内閣府から「ＳＤＧｓ未来都市」に選定され、「誰一人取り残さない」という精神に基づき、諸課題の解決に取り組んでいます。また、令和 2 年（2020 年）３月には、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標とした「つくば市教育大綱」が策定されました。これを受け、「第３期つくば市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、令和３年度（2021 年度）からの５年間に取り組むべき施策を示し、本市教育の一層の推進を図るものです。

2. 計画の位置づけ

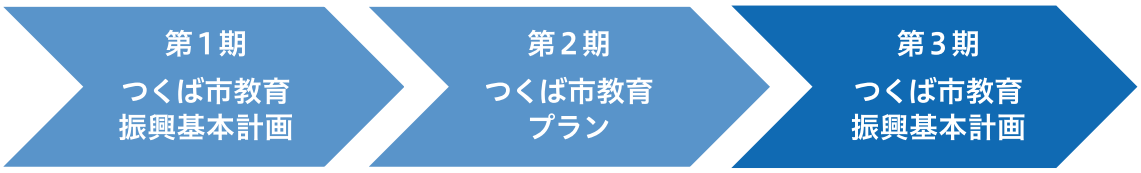
本計画は、教育基本法第 17 条第２項に基づき、国の第３期教育振興基本計画（平成 30 年（2018 年）６月 15 日閣議決定）を参酌し、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。

また、本計画はつくば市の目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」と、その実現のための「第２期つくば市戦略プラン」および令和２年（2020 年）３月に策定された「つくば市教育大綱」との整合性を確保し、策定するものです。



3. 計画期間

「第２期プラン」が令和２年度（2020年度）をもって計画期間を終了することから、本計画は、令和３年度（2021年度）を初年度とし、令和７年度（2025年度）までを対象期間とする５か年計画とします。



（H23～H27 年度）　（H28～R2 年度）　（R3～R7 年度）

4. 計画の対象

本計画は、幼児・児童・生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の観点に基づき、広く市民を対象とします。

Ⅱ　つくばが目指す教育

1. 計画の基本理念・目標

（1）基本理念

「つくば市教育大綱」では、本市教育が目指す最上位の目標を、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」としています。

この目標の達成に向けた本計画の基本理念を

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

とします。

各人の違いが受容され、人と人とがつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成します。

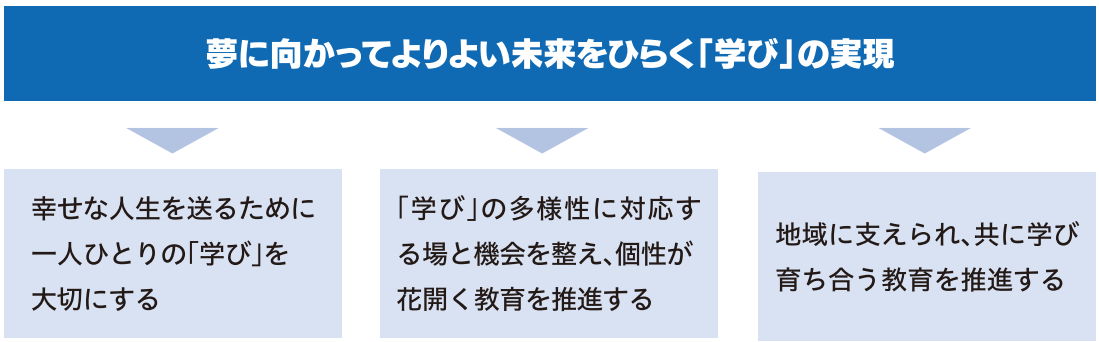
（2）基本目標

上記基本理念を踏まえ、本計画における基本目標を下記のとおり設定します。

基本目標１
幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本目標２
「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

基本目標３
地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する



学びのイノ
～「教え」から

つくば市教育大綱の実現に向けて

本大綱では、一人ひとりが幸せな人生を送ることを最上位の目標とし、違いが受容され、多様で豊かな個性が花開く環境をつくり、一人ひとりが善き自己実現ができ、幸せな人生を送れる力や社会力※を育てることとしています。これまでの教育が抱えてきた課題を踏まえ、「教え」から「学び」への転換など、教育における考え方の転換を目指すことが示されています。

これらの転換の実現のため、本大綱では下図のような、特徴ある学びを目指します。

※社会力：他者を積極的に理解し良い関係性をつくり、より良い社会をつくろうとする力のこと。



誰一人取り残さない

ベーション「学び」へ～

計画の基本理念

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

学ぶことに興味や関心を持ち、自ら問いを立て、主体的・協働的に粘り強く取り組む力を育みます。自分のやりたいことを思い描き、そこに向かって意欲をもって挑戦する子どもたちの育成を目指します。

問いから始める学び



ICT機器の活用



異学年交流



協働的な学び



主体性を引き出すコーチング



2. 計画の体系

基本理念　夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

基本目標1　幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本方針１ 未来をひらく力を育む

施策１ 個別・双方向の学びの推進
●問いから始める学びの充実 ●全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現
●つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進 ●小中一貫教育の推進
施策２ 幼児教育の充実
●多様な経験につながる豊かな遊びの推進 ●学びに向かう力を育む幼児教育 ●幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進
●幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上
施策３ 学校外の学びの充実
●実体験を大切にする学びの充実 ●非認知能力を高める学びの充実

基本方針２ 豊かな心と健やかな体を育む

施策１ 豊かな心の育成
●道徳教育の推進 ●人権教育の推進 ●情操教育の推進 ●芸術文化活動の推進 ●読書活動の推進
●いじめを防止する取組の充実
施策２ 健やかな体の育成
●保健学習・食育の充実 ●安全教育の充実と防災教育の推進 ●学校保健の充実 ●部活動への支援と適正な実施
施策３ 学びの場の感染症対策の徹底
●感染症対策の指導、実施 ●集団感染のリスクへの対応 ●重症化のリスクの高い園児児童生徒等への対応 ●教職員の感染症対策
●感染が広がった場合における対応

基本方針３ 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する

施策１ 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進
●一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実 ●児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流および共同学習の充実
●帰国・外国人児童生徒への支援 ●市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施
施策２ 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援
●保護者の抱える教育上の悩みへの対応 ●いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実
施策３ だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進
●生涯学習社会の推進 ●生涯学習のための集いの場の提供 ●社会教育の振興 ●家庭教育の支援 ●青少年の健全育成事業の充実

基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

基本方針４ 学び続ける教職員を支援する

施策１ カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援
●教職員研修の充実 ●教職員の人材育成と学校組織の活性化 ●教職員のメンタルヘルスケアの充実
施策２ 教職員の「働き方改革」の推進
●外部人材との連携 ●サポートスタッフの充実 ●校務の効率化の推進

基本方針５ 「学び」を保障する学校環境を整備する

施策１ 学校施設・教育用備品等の充実
●学校施設の計画的な整備および施設の管理 ●教材および管理備品の計画的な整備
施策２ 学校の安全体制の確立
●防犯、防災体制の充実 ●通学の安全確保
施策３ 学校等の適正配置
●学校等の適正配置の推進
施策４ 学校給食の充実
●学校給食センターの整備 ●安全・安心な学校給食の提供

基本方針６ ICTを活用した教育を推進する

施策１ 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実
●GIGAスクール構想の推進 ●個別最適な学びの推進 ●学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進
施策２ ICT教育環境の充実
●ICT環境の計画的な整備 ●ICT活用を支援する人的配置 ●ICT教育に関するコンテンツや研修の充実

基本方針７ 「学び」を支える施設を整備する

施策１ 図書館サービスの充実
●安全で利便性の高い図書館サービスの提供 ●資料の質的充実による市民サービスの向上 ●図書館サービスの全域化
施策２ つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備
●文化財の保存活用の推進 ●伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

基本目標3　地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する

基本方針８ つくばらしさをいかした「学び」を推進する

施策１ つくばの特性をいかした学びの推進
●「科学のまち」の特性をいかした学びの推進 ●豊かな自然・文化をいかした学びの推進

基本方針９ 「学び」を支える協働体制を充実する

施策１ 社会全体で支える子どもたちの学び
●学校・家庭・地域・行政の連携・協働 ●家庭や地域の教育力の向上 ●公民連携で推進するフリースクール等地域資源の活用
施策２ 家庭への支援の充実
●放課後等の学習支援の充実 ●スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化 ●福祉との連携による支援の充実

Ⅲ　施策の展開

基本方針 1

未来をひらく力を育む

施策１　個別・双方向の学びの推進

【施策の方向性】

本市では、近代公教育が抱えてきた課題を踏まえ、これまでの「教え」から「学び」へと考え方の転換を図るとともに、「管理（受動）」から「自己決定（能動）」への教育を展開することで、一斉・一方向ではない個別・双方向の学びを目指します。

問いから始める授業など魅力ある授業の展開に努めるとともに、つくばスタイル科などを中心に取り組んでいる新しい時代に対応した教育についてもより一層充実させます。

また、本市では小中一貫教育の実施を図り、学びの連続性と多様な異学年交流を実現させてきました。今後も、９年間の教育内容の系統性と連続性および異学年交流の機会を確保し、質の高い教育を実践します。

【施策体系】

1－1　個別・双方向の学びの推進

（主な取組）

- 問いから始める学びの充実
- 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現
- つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進
- 小中一貫教育の推進

◆問いから始める学びの充実

子どもたちが新しい時代をよりよく生きる力を育むために、教えられた知識を覚えるだけではなく、子どもたち自身の中からわき上がってきた疑問を大切にし、子ども主体の創造的な授業を展開します。そこで、本市では次のような授業の転換を目指します。

① 学習課題（子どもに問いかけ、引き出す）

示された学習課題にそって学ぶ授業から、問題や資料から子ども自身が考え、解決すべき学習課題を決定していく授業へと構成の変化を図ります。子どもたちが、学習課題を自分自身の課題としてとらえることができるようにすることで、主体的な学びにつなげます。

② 対話（考えを交流させる）

一人ひとりの考えを、お互いに交流させることで、深い学びにつなげます。

授業の中で、自分の考えをしっかり持てるよう時間を確保すると同時に、場の設定を工夫することで、子どもたちが多様な考えを交流できるようにします。教員は、グループで話し合った意見を、全体の場へつなぐことで、子どもたちを深い学びへ導きます。

③ 振り返り（メタ認知※を促す）

自分の学びを自覚することで、学ぶ意欲を向上させます。１時間や１単元の学びについての振り返りの時間を確保し、学習活動の過程や思考を振り返ることで、子どもが自分自身の学びや課題、進捗状況を確認・評価し、身についた力を認識する、いわゆるメタ認知を促します。また、振り返りを行うことで、学習改善につなげるとともに、自己肯定感を高め、学習意欲を向上させます。これらのための授業改善を、学校訪問や研修を通して、積極的に進めていきます。

※メタ認知：自分の思考や行動を客観的な視点から把握し、認識・評価する力。
メタは「高次」を意味する。




対話と問いを大切にする学び

◆全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現

これからの学校教育には、子どもたち一人ひとりの特性や学習進度などに応じた指導および学習活動の機会の提供により、一人ひとりの意欲を高め、主体的な学習を引き出す個別最適な学びと、児童生徒同士による学び合いや、地域など多様な他者との関わり合いから生まれる協働的な学びの特性をいかすことにより、全ての子どもたちの可能性を引き出すことが求められます。

子ども一人ひとりに寄り添うことのできる学習環境を取り入れ、個別最適な学びの実現を図ります。そのために、高学年における教科担任制※、小規模校におけるティーム・ティーチング※などの教員配置、「つくばチャレンジングスタディ※」による一人ひとりの学習履歴を活用した個別支援などを行います。さらに、対話や協働の場面を設定することで、子どもたちが多様な価値観に触れ、創造的に思考し、自身の答えにたどり着くことのできる協働的な学びの実現を図ります。

これらの学びの実現のために、つくば市では40年以上前からICTを活用した質の高い授業を展開することで、より良い学びを実現してきました。また、課題解決学習モデルとして「つくば7C学習※」を教育活動にいかし、ICTを活用した7つの資質能力の育成を目指しています。今後もICT機器を積極的、効果的に活用し、子どもたちの可能性を引き出していきます。（昭和52年に日本で初めてのCAI※の教育利用、昭和63年に中学校での全教科利用を開始。）

※教科担任制：つくば市の小中一貫教育で５学年以上に実施している教科ごとの担任制度。

※ティーム・ティーチング：授業場面において、２人以上の教職員が連携・協力して一人ひとりの子どもおよび集団指導の展開を図り、責任を持つ指導方法および形態。

※つくばチャレンジングスタディ：家庭等からインターネットを使って学習できるe-ラーニングシステム。

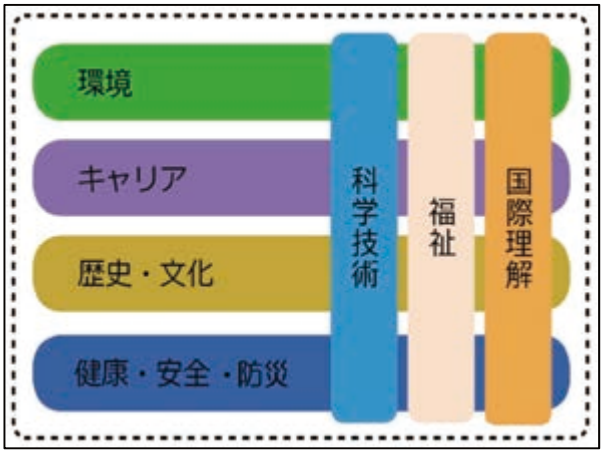
※つくば7C学習：従来のICT教育の「C」が意味する「Communication」だけではなく、「C」に7つの意味を持たせたものです。7C学習の7Cとは、Cooperation（協働力）・Communication（コミュニケーション力）・Critical thinking（批判的思考力）・Computational thinking（プログラミング的思考）・Comprehension（知識・理解力）・Creativity（創造力）・Citizenship（市民性（社会力））を指します。

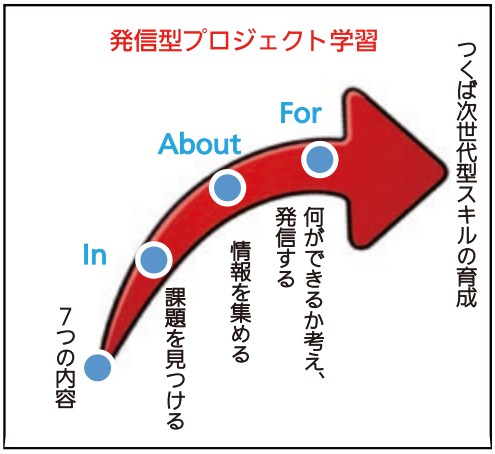
※CAI：Computer Assisted Instructionの略。つくば市では、プログラムされた教材による個別学習支援システムを導入した。

◆つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進

（つくば次世代型スキルの育成）

発信型プロジェクト学習である「つくばスタイル科※」では、市の有する教育資源を活用し、７つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解）について、学びのステップ In（課題を見つける）・About（情報を集める）・For（何ができるか考え、発信する）による学習を展開し、「つくば次世代型スキル」の育成を図ります。





※つくばスタイル科：平成 24 年度（2012 年度）、文部科学省の教育課程特例校の指定を受け創設した、つくば市ならではの９年間を貫く次世代型カリキュラム。７つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解）をもとに３つのステップ（In-About-For）で構成された発信型プロジェクト学習を行い、次世代型スキルを育成する。

◆小中一貫教育の推進

本市では、「子供の成長の連続性の保証」を実現すべく市内全学校で小中一貫教育を実施しています。義務教育９年間を系統的に行うことで、発達段階に応じた切れ目のない教育を目指します。また、多様な異学年交流を行うことで他者とかかわる力を高めます。さらに、発達段階を考慮し、教科担任制を導入するとともに、専門性をいかした小学校への中学校教員の乗り入れ授業など、質の高い授業づくりを行います。

義務教育卒業までを系統的に捉え、校種間接続の問題解決のため、幼・保・小中義務・高が連携した教育活動が実施できるよう、接続プログラムの作成に努めます。

施策２　幼児教育の充実

【施策の方向性】

子どもが周囲の人々から見守られる中で、日々、楽しく、安心して過ごし、そこでの遊びや生活などの直接的・具体的な体験を通じて生涯にわたる人間形成の基礎を養う幼児教育の充実を目指します。

また、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進を図るとともに、社会全体で子どもの育ちの場を支えるという考えから幼稚園・認定こども園・保育所・家庭・地域の連携による教育力の向上を目指します。

各関係者がそれぞれの特性をいかし補完し支え合う関係性を構築しながら、対話と協働による連携を図ります。

【施策体系】

1－2　幼児教育の充実

（主な取組）

- 多様な経験につながる豊かな遊びの推進
- 学びに向かう力を育む幼児教育
- 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進
- 幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上

◆多様な経験につながる豊かな遊びの推進

幼児自らやりたい遊びに取り組み、友達と夢中になって遊ぶ中で、試行錯誤したり、時には悔しさや葛藤などを味わったりしながら遊び込む経験を大切にします。

また、様々な経験や遊び込む経験を通して、好奇心や探求心、集中力、想像力、コミュニケーション能力、困難を乗り越える力、最後までやり抜く力などを養います。

◆学びに向かう力を育む幼児教育

小学校以降の生活習慣の基盤となる体力・運動能力や、文字・数・思考などの認知スキル、好奇心・協調性・忍耐力・自己抑制・自己主張などの「学びに向かう力」を育成し、将来の社会を生きる力を育みます。

また、新型コロナウイルス感染症などの感染防止対策下におけるソーシャルディスタンスの維持などが、幼児の健全な心理発達の妨げとならないよう、十分に配慮した教育を行います。

◆幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進

幼稚園のアプローチカリキュラム※と小学校のスタートカリキュラム※との接続性を高めます。

また、幼稚園教育要領（平成29年3月31日文科省告示第62号）で示されている「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿」※を踏まえ、小学校教育で必要となる能力を段階的に育成することで、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進します。

※アプローチカリキュラム：就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育終了前（5歳児の10月～3月）のカリキュラム。

※スタートカリキュラム：小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。

※幼児期の終わりまでに育てたい10の姿：
①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え
⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重
⑧数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い
⑩豊かな感性と表現

◆幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上

子どもたちの健やかな育ちを支えるため、子どもたちを見守り育てる大人たちの連携・協働を推し進めます。そのための研修会を開催するなどして、幼稚園や保育所、認定こども園そして家庭・地域の連携による教育力の向上を目指します。

施策３　学校外の学びの充実

【施策の方向性】

本市では、「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」※へと考え方の転換を図るとともに、全人教育※を目指し、学校はもとより、学校外での学びが果たす役割を再認識し、その充実に努めます。

多様な文化、質の高い芸術、豊かな自然、高度な科学技術などつくばの恵まれた環境をいかし実物や実体験を通して学ぶことにより、子どもの好奇心を刺激し、子どもが持っている興味を広げ、掘り下げるなど、創造性と革新性を促す教育を推進します。

※非認知能力：「IQ（知能指数）」のように数値化できる能力を指す「認知能力」に対して、「やる気」、「リーダーシップ力」、「協調性」など数値で測れない能力のこと。

※全人教育：人間がもつ諸資質を、全面的かつ調和的に育成しようとする教育のこと。

【施策体系】

1－3　学校外の学びの充実

（主な取組）

- 実体験を大切にする学びの充実
- 非認知能力を高める学びの充実

◆実体験を大切にする学びの充実

子どもたちが未来へ飛躍できる能力や意欲を育むためには、つくばの恵まれた環境をいかした実体験を通した学びが大切です。本市では、子どもたちの実体験の場としての、小中学生向けの青少年体験学習事業や中学生や高校生が自ら企画する地域交流・多世代間交流事業の充実を図ります。さらに、子どもたちの好奇心を刺激し、子どもたちが持っている興味を広げる自然体験事業（キャンプ、自然観察など）、生活体験事業（料理体験、宿泊体験など）、伝統文化の継承事業（しめ縄づくり、太鼓の演奏体験など）、科学・工作体験活動など、地域における諸団体が主体となって行う活動の充実が図れるよう支援します。



実体験を通じて学ぶ

◆非認知能力を高める学びの充実

子どもたちの社会力を育むためには、認知能力だけでなく、非認知能力の果たす役割が大きくなると考えられます。

非認知能力は、子どもたちの発達段階に応じて高めていくことが大切であり、幼児期では遊びを通して、協調性やコミュニケーション力、主体性の基礎を養います。この基礎の上に、初等中等期では、各教科や特別活動など学校教育全体を通して自己肯定感を高め、主体的に課題に挑戦したり、他人を思い、規範意識を持った行動をしたりすることができると考えています。



家庭教育学級の様子

非認知能力を高めるために、学校では、職業体験学習やまち探険学習等を行い、地域や他者との関わりや様々な分野の体験活動の充実を図っていますが、学校外の学びも大切であり、家庭教育学級などを活用し保護者にその重要性について周知を図ります。

基本方針 2

豊かな心と健やかな体を育む

施策１　豊かな心の育成

【施策の方向性】

児童生徒の発達段階に応じた道徳教育と人権教育を推進します。

また、ボランティア活動などを通して「心の耕し」を図り、情操教育を充実させるほか、芸術鑑賞会などの芸術文化活動、中央図書館と学校図書館との連携による読書活動を推進します。

いじめ問題については、学校が抱える大きな課題の一つであり、「つくば市いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域・行政・関係機関が密接に連携し防止策を展開していきます。さらに、いじめ問題にかかわる教職員の理解を深めるため、研修内容の充実を図ります。

【施策体系】

２－１　豊かな心の育成

（主な取組）

- 道徳教育の推進
- 人権教育の推進
- 情操教育の推進
- 芸術文化活動の推進
- 読書活動の推進
- いじめを防止する取組の充実

◆道徳教育の推進

道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度などの道徳性の育成を目指し、教科化された道徳の時間を中心に、学校の教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります。発達段階に応じ、道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、どのように解決していくかということを他者との対話を通して多面的・多角的に考えることで、自己の生き方についての考えを深める道徳の授業を推進します。

◆人権教育の推進

各教科、道徳の授業、つくばスタイル科、特別活動などにおいて、児童生徒それぞれの発達段階に応じ、一人ひとりを大切にする人権意識を醸成する教育を推進します。学校および地域の実態を踏まえ、人権フォーラムや人権集会の実施などを通じて人権教育の推進を図ります。

◆情操教育の推進

ボランティア活動や自然体験活動などの奉仕活動・体験活動の推進や、あいさつ運動などを通じて児童生徒の「心の耕し」を図り、情操豊かな児童生徒の育成を目指します。

◆芸術文化活動の推進

外部の団体や、地域で活動する人々の協力を得ながら、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。魅力ある芸術文化に親しむことで感性や情緒を豊かにします。

◆読書活動の推進

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。学校図書館においては、様々な図書、視聴覚資料、その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存することで、児童生徒の読書活動を推進します。また、中央図書館と連携して学校訪問ブックトークや自動車図書館事業を実施することで児童生徒がより多くの図書に触れられるようにします。

◆いじめを防止する取組の充実

教科担任制や相互乗入授業により、教員の子どもたちへの見守りと関わりを強化し、状況の把握を行うことで、いじめの早期発見と的確な対応に努めていきます。また、児童生徒が主体となり、いじめ防止のフォーラムの実施や道徳などの授業において、いじめについて本音で語り合う活動を推進します。さらに、弁護士などによるいじめ防止授業などいじめを考える授業の充実を図り、いじめへの問題意識向上を目指します。

施策２　健やかな体の育成

【施策の方向性】

健康や運動について、定期健康診断や体力・運動能力調査などの結果をいかしながら、学校の教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。食育の充実を図り、児童生徒の健全な食生活を実現します。

防災教育や避難訓練などを実施し、家庭や地域と連携した安全教育の充実と推進を図ります。

また、学校体育・スポーツの健全な普及発達に努めるとともに部活動の適正な実施に努めます。

【施策体系】

２－２　健やかな体の育成

（主な取組）

- 保健学習・食育の充実
- 安全教育の充実と防災教育の推進
- 学校保健の充実
- 部活動への支援と適正な実施

◆保健学習・食育の充実

運動や健康について、児童生徒の発達段階を考慮しながら、学校の教育活動全体を通じた指導を行います。心の健康、薬物乱用、性に関する問題などについても指導を充実させます。

また、毎日の給食をはじめとして児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に着け、心身の健全な発達に資するため、食育を推進します。

◆安全教育の充実と防災教育の推進

児童生徒が健康・安全で活力ある生活を送るため、発達段階に応じた生活安全や交通安全の教育を行い、自己管理能力を育成します。また、家庭や地域と連携した避難訓練、学校防災連絡会議などの開催、学校防災手帳の作成やつくばスタイル科の授業を通じて、平時の防災意識向上を図るとともに、災害時の判断力や危機回避能力を育成します。

◆学校保健の充実

児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校医などを配置し、定期健康診断等を計画的に実施します。

また、就学予定者に健康診断を実施し、心身の健康を確認することにより、円滑な就学を図ります。

さらに、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表で構成する学校保健委員会を中心として児童生徒および教職員の健康管理等の学校保健活動を推進します。

◆部活動への支援と適正な実施

令和元年（2019 年）８月に策定した「つくば市部活動の運営方針」に基づき、部活動を学校教育の一環として適正に運営することで、生徒の心身の健全な育成を目指します。

また、顧問教員の代わりに単独で部活動の指導・引率などを行うことができる部活動指導員を配置し、指導体制の充実を図るとともに、教員の指導に要する負担の軽減を図ります。部活動指導員に対しては、適切な指導方法の共有と資質向上を目的とした講習会を実施します。

さらに、全国および関東各種大会へ出場した生徒を対象として、出場に係る経費の一部を補助することで、生徒のスポーツ活動および文化的活動の練習意欲の向上を図ります。

施策３　学びの場の感染症対策の徹底

【施策の方向性】

新型コロナウイルス感染症などの感染防止と園児児童生徒の安全確保を図るために、公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校について感染状況により、臨時休業など柔軟な対応を行います。

また、保護者に対して子どもの毎日の健康観察や不要不急の外出を避けるなど、感染拡大防止に向けた対応だけではなく、発達段階に応じた感染症予防のための特別活動などの授業や、新しい生活様式での生活スタイルの見直しに取り組みます。

今後も、「つくば市学校再開ガイドライン」、「つくば市幼稚園再開ガイドライン」などに基づき、感染症対策を講じ、子どもたちの安全確保に努めます。

【施策体系】

２－３　学びの場の感染症対策の徹底

（主な取組）

- 感染症対策の指導、実施
- 集団感染のリスクへの対応
- 重症化のリスクの高い園児児童生徒等への対応
- 教職員の感染症対策
- 感染が広がった場合における対応

◆感染症対策の指導、実施

基本的な感染症対策として、感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めることに取り組みます。

具体的には、体調が悪い園児児童生徒・教職員は自宅で休養することの徹底、登校時の検温結果確認、手洗い・清掃・消毒の徹底などに努めます。また、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事などを心がけるよう、家庭と連携した指導を行います。

◆集団感染のリスクへの対応

３密（密閉、密集、密接）を避けるために、適切な、教室・体育館などにおける換気、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保などを徹底します。また、感染リスクを高めることが明らかになっている行動にも注意を図ります。

◆重症化のリスクの高い園児児童生徒等への対応

呼吸の障害を有する重症化のリスクの高い園児児童生徒に対しては、主治医の見解を保護者に確認した上で登校の判断を行います。また、健康上配慮が必要な園児児童生徒の登園登校については、学校医などに相談の上、受入れ体制を十分に配慮します。

◆教職員の感染症対策

教職員についても、園児児童生徒と同様に感染症対策に取り組むほか、体調が悪い場合には自宅での休養を優先します。また、教職員が出勤できなくなった場合に備えて、ICT を活用したテレワークやオンラインでの情報共有などの環境を整えておくとともに、平時においても教職員間での業務の内容や学級の状況などについて共有を図ります。

◆感染が広がった場合における対応

感染症が流行した場合には、県の衛生主管部局と連携を図り地域の感染状況の把握に努めます。園児児童生徒や教職員などが感染した場合には、園内、校舎内の消毒を行うとともに、状況に応じて幼稚園、学校の臨時休業などを実施します。

また、感染者および家族などへの差別・偏見・誹謗中傷が生じないように十分な注意を払います。

基本方針 3

互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する

施策１　共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進

【施策の方向性】

共生社会とは、社会を構成する誰もがお互いの人格や個性を尊重し支えあい、それぞれの多様性を認め合える社会のことです。

とくに障害のある子どもたちが積極的に社会に参画し、地域の一員として活躍できる環境を整えるためにインクルーシブ教育を推進していきます。合理的配慮に基づいた支援や工夫をし、「だれもがわかる」ユニバーサルデザイン授業を実施することや一人ひとりのニーズに応じた支援を行うことを通して、それぞれの違いや個性を認め合える心を育み、様々な形で社会に参加できる人を育てます。

併せて、日本語の理解が十分でない帰国・外国人児童生徒への支援を適切に行います。

さらに共生社会について市民の理解を深めるために、人権尊重の啓発・教育活動についてもさらに充実させていきます。

【施策体系】

３－１　共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進

（主な取組）

- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実
- 児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流および共同学習の充実
- 帰国・外国人児童生徒への支援
- 市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

◆一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実

特別支援教育を推進する上では「認め合い・学び合い・育ち合う」教育の推進を重視し、全教職員で取り組むことを基本としています。そのために、施設のバリアフリー化を推進するとともに、校内支援体制を整え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容や方法の理解を深めるための校内研修を充実させます。また、通常の学級において適切な指導や支援が行われるよう、特別支援教育の視点をいかした学級経営を行い、学習環境や指導方法、授業をユニバーサルデザイン化するとともに、特別支援学級や通級指導教室における指導を充実させるため、通常の学級担任や特別支援教育支援員との連携に努めます。

◆児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流および共同学習の充実

子どもたちがふれあい、共に活動することにより経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育成するために、インクルーシブ教育の推進や交流、共同学習は重要です。様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合えるような「心のバリアフリー」を目指します。

「通常の学級と特別支援学級との交流および共同学習」、「居住地校における交流および共同学習（特別支援学校に通う子どもたちとの交流学習）」、「学校間における交流および共同学習」の意義や目的を明確にして相互理解し、十分な連携のもとに実施することで、互いの個性の理解を深めます。

◆帰国・外国人児童生徒への支援

日本語指導担当教員や日本語指導ボランティア（地域協力者）が、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かい指導を実施します。

また、児童生徒の学校生活を豊かなものにするために、日本語指導担当教員が学級担任や保護者と連携し、適切な支援を行います。

◆市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

家庭教育学級・出前講座など市民への人権尊重の啓発・教育活動を通じて、私たち一人ひとりが人権を自分自身に関わる身近な問題としてとらえ、気付き、考え、行動する、人権が尊重されるまちを目指します。また、障害者のための生涯学習講座などの実施を通して、誰もが生涯を通じて学習に取り組むことができるようにします。

施策２　教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

【施策の方向性】

令和元年度（2019 年度）「児童生徒の問題行動等諸課題に関する調査」によると本市における長期欠席（年間 30 日以上欠席）した児童生徒は約 450 名（全児童生徒のうち約 2.2%）、そのうち不登校児童生徒は約 328 名（全児童生徒のうち約 1.6%）で、増加傾向にあります。

不登校に関することなど、現代は様々な教育上の不安を抱える児童生徒・保護者がおり、これらの諸課題に対し、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど教育相談体制の充実や、不登校児童生徒の居場所づくりを行うことで、その解消を図っていきます。

また、平成 28 年（2016 年）に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒に対する多様な学習活動の充実や個に応じたきめ細かな支援の推進を目指していきます。

【施策体系】

3－2　教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

（主な取組）

- 保護者の抱える教育上の悩みへの対応
- いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

◆保護者の抱える教育上の悩みへの対応

教育相談センターでは、教育上の不安や悩み、心配事を抱える保護者に対し、専門の教育相談員による電話や面接による相談事業を実施します。また、学び推進課では学校教育指導員を配置し、保護者の相談を聞き取り、ケースによっては、その悩みを学校に伝え保護者と学校間の課題解決を支援するなど、保護者にとって相談しやすい体制の充実を図っていきます。

学校においては、心理的専門家であるスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校などの未然防止および早期発見を図るため、児童生徒だけでなく保護者に対しても相談業務を行っていきます。

◆いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

教育相談センターでは、いじめや不登校などの相談事業に加えて、学校生活サポーターによる学校生活支援推進事業など、教育上生じる様々な問題について援助、指導を行っています。その他、教育支援センター「つくしの広場」を運営し、学校、家庭、関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の自立への指導助言を組織的に実施し、不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。

いじめ問題については、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた技能の習得や、いじめに対する具体的な対応方法についての研修内容の充実を図ります。これにより教職員の理解を深め、教育相談センターと学校が連携し、いじめ防止と根絶に取り組みます。

また、児童生徒が学校や家庭での生活の中で抱えている様々な問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の置かれた環境に働きかけた支援を実施していきます。

さらに、不登校児童生徒が安心して通える居場所を確保し、個に応じた様々なきめ細かな支援を行うため、その知見を有する民間団体と連携し、相互に協力・補完しながらフリースクールを運営し、子どもたちの社会的自立に向けた支援の充実を図っていきます。



教育相談センター

施策３　だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進

【施策の方向性】

市民の誰もが輝く、幸せな人生を送るために、生涯にわたり社会のあらゆる領域で自主的・自発的に学習活動を行うことができる生涯学習社会を目指します。

そして、本市の長寿社会を創造していくための教育環境の整備や社会教育の振興を図るとともに、子どもの健全な育成に向けた家庭教育の支援を充実させます。

また、学校や青少年育成団体などと連携し、未来のつくば市を担う青少年が健やかにたくましく成長できる健全育成事業を展開します。

学校教育に加えて、社会教育や家庭教育を基盤とする本市の生涯学習環境により、地域や社会の課題に挑戦し、地域、そして本市をさらによりよいものにしていこうとする市民を応援していきます。

【施策体系】

３－３　だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進

（主な取組）

- 生涯学習社会の推進
- 生涯学習のための集いの場の提供
- 社会教育の振興
- 家庭教育の支援
- 青少年の健全育成事業の充実

◆生涯学習社会の推進

市民一人ひとりが、自分らしく生きることのできる生涯学習社会の実現を目指し、生涯を通じて学ぶことのできる環境を整え、多様な学習機会を提供します。また、生涯学習の成果をいかし、人と人、地域と地域などを有機的につなぎ、地域や社会の課題に挑戦することのできる人材の育成を図ります。具体的には、「第３次つくば市生涯学習推進基本計画」をもとに各事業を実施します。

◆生涯学習のための集いの場の提供

市民誰もが生涯学習の機会を享受できるよう、生涯学習のための集いの場を提供します。具体的には、社会教育施設の管理運営を通して教育の振興および文化の向上を目指すほか、オンラインによる生涯学習講座の実施や企業向けの生涯学習講座の実施など、新たな生涯学習の集いの場を設けます。

◆社会教育の振興

社会教育委員の助言や指導をもとに市の社会教育施策を実施するとともに、社会教育主事およびこれを補佐する社会教育指導員を通じて、市の社会教育の振興・充実を図ります。また、学校や家庭以外での学びの場を広く提供することで、各個人が社会生活を営む上で必要な知識や技術を必要に応じて学び続けることのできる環境づくりを目指します。

◆家庭教育の支援

保護者向けに家庭教育学級の開催、オンライン講座の実施や動画配信などをすることで、家庭教育への理解を深めてもらうとともに、保護者同士のつながりを強化します。また、家庭の教育力向上を図ることで、子どもたちの健やかな成長を促し、豊かな人間性を育みます。

◆青少年の健全育成事業の充実

未来のつくば市を担う青少年が、健やかにたくましく成長できるように、学校や青少年育成団体と連携し、青少年の非行防止や青少年育成の各種事業を展開し、社会力や自己有用感を育み、青少年の健全育成事業に関する活動を広めます。

基本方針 4

学び続ける教職員を支援する

施策 1　カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援

【施策の方向性】

教員の役割は、教え込みを中心とするティーチングから、問いを投げかけ主体性を引き出すコーチングへとシフトしています。そのためのカリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む「学び続ける教職員」への支援を行います。

教職員研修の充実を図ることで、資質および指導力の向上を図り、児童生徒の学力向上につなげます。

学び推進課・総合教育研究所・教育相談センターに配置した指導主事の助言や各種研修講座などにおける指導により、各学校の教育目標の達成や学校教職員の資質向上など教職員の人材育成と学校組織の活性化を目指します。

一方、教職員が安心して職務に専念できるよう職場環境の改善を図るとともに、教職員の健康管理やメンタルヘルスケアの充実を図ります。

【施策体系】

4－1　カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援

（主な取組）

- 教職員研修の充実
- 教職員の人材育成と学校組織の活性化
- 教職員のメンタルヘルスケアの充実

◆教職員研修の充実

本市独自の研修を実施し、「教え」から「学び」への転換を図るため、教員が児童生徒に最適解を指し示すのではなく、児童生徒自身の力で自分なりの答えを導き出せるよう、児童生徒と教員が一緒に考えていく授業を目指した各教科などの指導法研修を構築します。特に新時代における先端技術・教育ビッグデータを効果的に活用した学びのあり方についての研修を充実させます。

また、対面・集合型研修とオンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など)、訪問研修などの効果的な研修体制の構築に取り組みます。

◆教職員の人材育成と学校組織の活性化

つくば市教育目標や学園教育目標をベンチマークとし、教職員一人ひとりの資質能力と指導力の向上を図りながら、現状にとらわれず問い続けることのできる教職員の育成を促すなど人材育成に努めます。

また、学校組織マネジメント力向上のためのプログラムを構築し、外部の有識者と連携しながら、管理職やミドルリーダーの研修を行い、学校組織の活性化を図ります。

◆教職員のメンタルヘルスケアの充実

セルフケアの促進、管理監督職員によるケアの充実、業務の縮減・効率化、相談体制の充実、良好な職場環境・雰囲気の醸成などの取組により、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができる環境を整備します。

また、教職員のストレスチェックを実施し、必要に応じて産業医を活用することで、教職員のメンタルヘルスケアの充実を図ります。



教職員研修の様子

施策２　教職員の「働き方改革」の推進

【施策の方向性】

平成 30 年（2018 年）11 月に実施した小学校教員対象アンケート調査※によると 45％の教員の勤務時間が週 60 時間以上という実態が明らかになりました。

本市の児童生徒への質の高い教育を実現するためには、教職員の働き方改革を行うことが不可欠です。働き方改革により業務の分量や比重を変えることは、教職員が教育に工夫を凝らし、児童生徒一人ひとりに向き合う時間を確保し、質の高い教育の基礎となる人間性や創造力を高めることにもつながります。

学校が、教職員以外の多様な主体が支える持続可能な勤務環境に変わることで、さらに働きがいがあり、本来の能力を発揮できる職場となります。児童生徒の豊かな学びの実現を目指し、令和元年度（2019 年度）に策定した「教員の働き方改革に関する実行計画」に基づき、改革を進めていきます。

※平成 30 年（2018 年）11 月～平成 30 年（2018 年）12 月を調査期間として、スタディサプリ教育 AI 研究所、国立大学法人 東京学芸大学、株式会社チェンジウェーブ、NPO 法人 東京学芸大こども未来研究所が合同で調査を行い、つくば市公立小学校全教員（504 名）を対象とするアンケートを実施。

【施策体系】

4－2　教職員の「働き方改革」の推進

（主な取組）

- 外部人材との連携
- サポートスタッフの充実
- 校務の効率化の推進

◆外部人材との連携

教職員が本来担うべき業務に専念できる体制を整備するために、保護者や民生委員・児童委員、NPO、部活動指導員などの外部人材との連携を強化し、教職員の業務の削減を図り、教育の質の向上を目指します。

◆サポートスタッフの充実

教職員の「働き方改革」推進のため、様々な分野において専門性を持つサポートスタッフの配置・活用を図ります。

具体的には、授業の実施・補助を行うことができる外国語指導助手（ALT）や非常勤講師などの人材の適正な配置や、スクールカウンセラー・学校生活サポーターなどの児童生徒の悩みに専門的に対応できる人材の活用を図ります。

◆校務の効率化の推進

校務支援システムの導入や校務のデジタル化により、校務の効率化を推進します。教職員の業務負担を軽減することで、児童生徒と接する時間や授業準備の時間を確保し、より質の高い学びの実践へとつなげます。

また、学校全体の情報基盤を一元管理および共有することで、効率的な仕事ができ、質の高い学校運営に労力を注げるようにします。

さらに、学校事務の共同実施、OJT の実施による事務職員の育成および資質の向上など、事務処理の更なる効率化および質の向上を図ります。




働きがいのある勤務環境の創出

基本方針 5

「学び」を保障する学校環境を整備する

施策１　学校施設・教育用備品等の充実

【施策の方向性】

小・中・義務教育学校の教育環境の向上を図るため、学校施設・教育用備品等の充実を図ります。

つくばエクスプレス沿線開発地区の児童生徒数増加に伴う既存小・中・義務教育学校の過大規模校解消のため、（仮称）香取台地区小学校、（仮称）研究学園小・中学校の令和５年（2023 年）開校および（仮称）みどりの南小・中学校の令和６年（2024 年）開校に向けた取組を進めるほか、生徒数増に伴う教室不足に対応するため増築校舎の建設を行うなど学校施設の計画的な整備および施設の管理を行います。

また、老朽化している校舎などについて、長寿命化に向けた計画的な改修を進めます。あわせて、教材および管理備品の計画的な整備を進めます。

【施策体系】

5－1　学校施設・教育用備品等の充実

（主な取組）

- 学校施設の計画的な整備および施設の管理
- 教材および管理備品の計画的な整備

◆学校施設の計画的な整備および施設の管理

児童生徒の増加に対応するために、各学校の児童生徒数の推移を関係課などと連携を図りながら的確に把握し、学校施設の計画的な整備を進めます。各学校施設の管理については、法令を遵守するとともに、児童生徒の安心安全を第一に考え適切に行います。

具体的には、小・中学校の新設や既存学校の増築を計画的に実施します。

施設の老朽が顕著な学校について、トイレや屋根・外壁、各種設備などの大規模改修、特別教室へのエアコン設置などを計画的に実施するとともに、法令による点検および維持管理点検を確実に実施し、安全安心な教育環境を確保します。

また、令和２年度（2020 年度）に策定した「つくば市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に改修工事などを実施することにより、従来以上に学校施設を長く使い続けられるようにすることで、財政負担の軽減および平準化を図ります。

◆教材および管理備品の計画的な整備

各学校における教材備品や管理備品の計画的整備に対応すべく、学校からの要望をもとに備品の整備を進めます。また、各学校での児童生徒の増加に対応すべく、学校や関係部署との連携を図り、教育上必要な備品の整備を進めます。

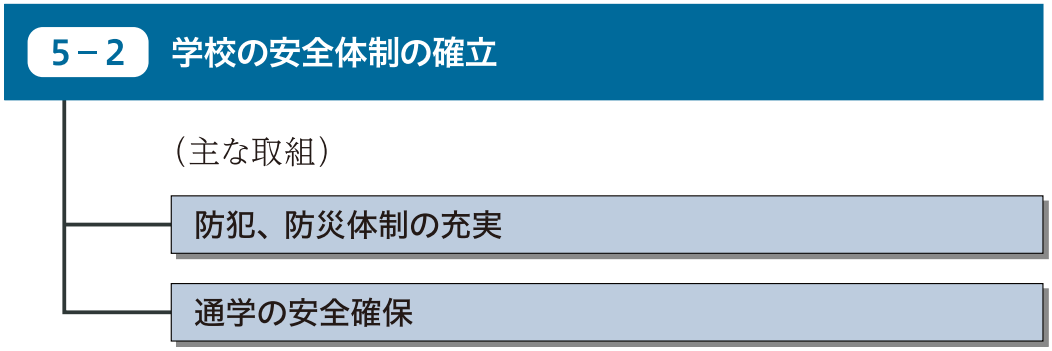
施策２　学校の安全体制の確立

【施策の方向性】

保護者・学校・地域・行政が協力し、社会全体で子どもの育ちの場を支える観点から、各主体が連携して防犯、防災体制の充実を図り、学校の安全体制の確立につなげます。

また、自転車通学児童生徒に自転車用ヘルメットを配布するほか、遠距離通学の児童生徒にはスクールバスによる送迎を行うなど通学の安全確保に取り組みます。

【施策体系】



◆防犯、防災体制の充実

関係機関や地域の防災ボランティアなどとの連携を強化し、児童生徒の防犯、防災体制の充実に努めます。

また、学校防災連絡会議などを開催し、学校での避難訓練・引き渡し訓練をはじめ、学校・地域・家庭の継続的な関係を強化することで、災害時の連携体制の確立および学校防災力の強化を図ります。

◆通学の安全確保

通学路安全推進会議において、通学路交通安全プログラムを基に、教育委員会、学校、PTA、警察・国・県・市それぞれの道路管理者などが合同で危険箇所の点検を行うなど、通学路のハード面の整備を進めるとともに、交通安全などのソフト面の充実を図り、通学の安全確保に努めます。

また、学校統廃合により遠距離通学となる児童生徒に対して、スクールバスの導入を図ります。



通学の様子

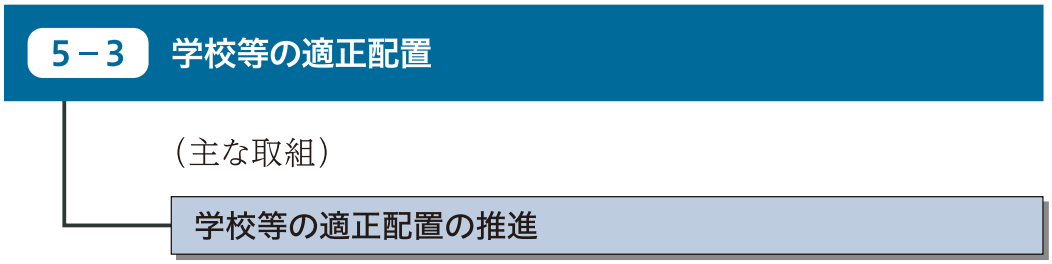
施策３　学校等の適正配置

【施策の方向性】

市内の公立学校等は、幼稚園 16 園、小学校 29 校、中学校 12 校、義務教育学校４校ですが、合併以前の旧町村時代に建設された学校が多く、必ずしも現在の本市の実態にあった配置ではありません。

地域の実情に応じた「学校等の適正配置」を図るとともに、規模の適正化を進めます。

【施策体系】



◆学校等の適正配置の推進

「つくば市学校等適正配置計画（指針）」に基づき、社会要因の変化による園児数・児童生徒数の推移状況を的確に把握するとともに、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圏など地域の特性や、通学距離の拡大および通学時間の増大に伴う児童生徒の負担軽減や安全性確保に留意し、地域住民との合意形成を図りながら学校などの適正配置を推進します。

なお、通学区域の設定や一部変更を行うに当たっては、関連する学校の保護者代表、地域の代表者、学識経験者などで構成される「つくば市学区審議会」を開催し、審議・答申を行います。学区審議会答申後は、地域住民を対象に住民説明会を開催し、答申案についての意見・要望などを伺い、さらに教育局で協議し、教育委員会で審議の上、決定します。

施策４　学校給食の充実

【施策の方向性】

つくばエクスプレス沿線開発地区の人口増加に伴い、必要給食数の急激な増加や給食センターの老朽化に対応するため「つくば市学校給食センター整備基本計画」の見直しを行い、安全で安心した給食を提供できるよう計画的に整備していきます。

また、「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」により、地場産野菜の積極的導入を推進し、安全で安心した栄養バランスのとれた学校給食を提供していきます。

【施策体系】

5－4　学校給食の充実

（主な取組）

- 学校給食センターの整備
- 安全・安心な学校給食の提供

◆学校給食センターの整備

「つくば市学校給食センター整備基本計画」に基づき、学校給食センターの整備を推進し、給食施設の老朽化・児童生徒数の増加に対応するとともに、安全で安心な給食を安定して提供します。

◆安全・安心な学校給食の提供

安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校給食の栄養管理および食育推進を図ることで、児童生徒の心身の健全な発達を後押しします。「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」により、地産地消を推進するために地元農家などからつくば市産野菜などを積極的に導入し、地場産物を取り入れた献立を提供します。また、各給食センターにおける衛生管理や施設の維持管理の徹底を図るとともに、学校給食に係る食物アレルギーに対応するため、「つくば市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」などに基づいた取組を進めます。

基本方針 6

ICTを活用した教育を推進する

施策１　遠隔システムを活用したシームレス教育の充実

【施策の方向性】

通常登校時、緊急時、休校時、いずれにおいても双方向による問題解決型学習を展開できるようなインフラ整備が喫緊の課題としてあげられていることから、文部科学省が推進する「ＧＩＧＡスクール構想」の早期実現を図り、遠隔システムを利用した学校と家庭で切れ目のないシームレス教育の充実を進めます。

また、クラウド型教育グループウェアを利用することで、学校と家庭をシームレスにつなぐ、対話的で深い学び、個別最適な学びを実現します。

【施策体系】

6－1　遠隔システムを活用したシームレス教育の充実

（主な取組）

- ＧＩＧＡスクール構想の推進
- 個別最適な学びの推進
- 学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進

◆GIGAスクール構想の推進

文部科学省が掲げる「ＧＩＧＡスクール構想」の１人１台の学習端末整備、高速ネットワークの整備を実現し、いつでもどこでもICTを活用した学びや指導を可能にします。自宅にパソコンなどの学習端末がない児童生徒には、学校で使用している学習用端末の持ち帰りを可能にし、家庭でもICTを活用した学習ができるようにします。

これらの環境を活用することで、個別最適な学びや協働的な学びを推進します。

◆個別最適な学びの推進

問題解決学習において、１人１台の学習端末を活用し、自分の問いや興味・関心に応じて、自分の方法やペースで多くの情報を収集・吟味しながら探求し、他の児童生徒の多様な意見に触れながらより考えを深める学習を目指します。

併せて、これらのICT活用を適切に進めていくために、情報リテラシーおよび情報モラルに関する指導も計画的に行います。

また、教員は、ネットワークを活用し、学習履歴などのデジタルデータを分析し、自己の授業の振り返りを行い、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや理解度に応じた指導を行います。

◆学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進

「ＧＩＧＡスクール構想」により学校でも家庭でも学習用端末が利用できるようにし、児童生徒が学びたいときに学びたい内容を切れ目なく学べるようにすることで、それぞれの興味やねらいに即した学びを自分なりに進めることができるようになります。

また、クラウド型教育グループウェアを活用することで児童生徒が課題について考え、書き込んだ意見が学校にいても家庭にいても、学級の児童生徒はもちろん、他校の児童生徒と意見を交換することができるようになり、学校の垣根を超えた協働学習が可能になります。

さらに、遠隔的な学びのシステムとして学校・家庭間の切れ目をなくすことで、感染症の拡大等により登校できない事態が生じた場合も、家庭においても学校と同じように学習ができるようになります。

これらの観点から、児童生徒の学びを深め、保障するために、学校と家庭をつなぐシームレスな学びを推進します。

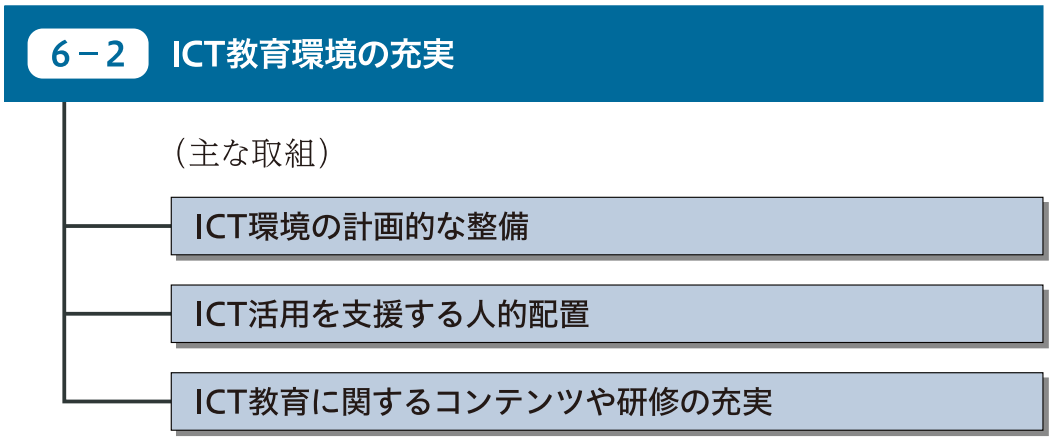
施策２　ICT 教育環境の充実

【施策の方向性】

昭和 52 年（1977 年）から進めている ICT 教育について、クラウド型教育グループウェア、e-ラーニングシステム「つくばチャレンジングスタディ」、電子掲示板およびテレビ会議システムなど、子どもたちの個別最適な学び、協働的な学びを促す ICT 環境の整備を進めます。

また、電子黒板やデジタル教科書など、効率的に授業が展開できる環境を整備します。併せて、教員の指導を充実させるためのコンテンツの整備や研修の充実を図ります。さらに、ICT 活用を支援する人員の配置を進めます。

【施策体系】



◆ICT環境の計画的な整備

「ＧＩＧＡスクール構想」に伴う環境整備とともに、その他、学習の充実に必要なICT環境の整備を推進します。

具体的には、ハード面では、市内全小・中・義務教育学校普通教室への電子黒板完全配備、学習者用端末全児童生徒１人１台配備、高速大容量インターネット環境の増強を、ソフト面では、クラウド型教育グループウェア、テレビ会議システム、学習者用デジタル教科書の整備を進めます。



ICTを活用した授業の様子

◆ICT活用を支援する人的配置

各学校のICT環境の整備、整備後のクラウド環境、ICT機器が円滑かつ効率的に運用できるように、指導員や支援員の配置を進めます。

◆ICT教育に関するコンテンツや研修の充実

教員が安心してICTを活用した授業を行うことができるようにするために、指導の事例集や指導に必要な資料などのコンテンツの整備を進めます。

また、教員に対する研修については、スキルに応じた段階的な内容を準備するとともに、ニーズに応じてオンラインや学校訪問によって行えるような体制を整えます。

基本方針 7

「学び」を支える施設を整備する

施策１　図書館サービスの充実

【施策の方向性】

中央図書館をはじめ、４か所の交流センター図書室の整備を進めるなど図書館サービスの充実を目指します。

老若男女問わず誰もが簡単に本を借り、調べ物ができるようユニバーサルデザイン化を図ることで安全で利便性の高い図書館の提供に努めます。

また、積極的に広報活動を行い認知度を高めるとともに資料の質的充実による市民サービスの充実を図るなど図書館の利便性向上に努めます。

図書館が市民にとって最も身近な学習の場として利用できるよう、中央図書館と４交流センター図書室との連携強化を進めます。

【施策体系】

7－1　図書館サービスの充実

（主な取組）

- 安全で利便性の高い図書館サービスの提供
- 資料の質的充実による市民サービスの向上
- 図書館サービスの全域化

◆安全で利便性の高い図書館サービスの提供

生涯学習の中心拠点となる図書館における利用環境の維持・向上に努め、安全で利便性の高い図書館機能を提供します。

中心地区と周辺地区における地域間格差の解消を図るため、中央図書館・自動車図書館の運営や視聴覚センター（アルスホール）の維持管理などを展開します。

また、気軽で自由な図書館利用を促進するため、自動車図書館車両を活用した「ライブラリーピクニック」を行い、会話や飲食可能な、図書館外での読書環境と集いの場を提供します。

さらに、大学図書館などと連携を図り、つくばならではの図書館サービスを提供していきます。

◆資料の質的充実による市民サービスの向上

公立図書館として、市民の知的好奇心を満たす教養・娯楽・趣味関連の図書に加えて、調査研究に応えることのできる資料を収集・保存し、資料の質的充実を図るとともに、図書館職員の調査研究支援能力の充実を図り、市民サービスの向上を目指します。

◆図書館サービスの全域化

市民の「知る権利」を担保するため、いつでも、どこでも、誰でも図書館サービスを受けられるように整備していきます。

本市の読書活動の中心拠点となる中央図書館と４か所の交流センター図書室（谷田部・筑波・小野川・茎崎）との一体的なサービスを充実させるとともに、自動車図書館およびそのステーションを増やし、さらに、そのほかの交流センター図書室と連携することにより図書館空白地帯をなくし利用者の利便性向上を図ります。



自動車図書館

施策２　つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備

【施策の方向性】

本市に数多く所在する歴史文化に関する学びの場の充実を目指します。

つくばスタイル科の大きな柱である歴史・文化教育の中で文化財の調査、研究、保存、展示、活用に関する授業を展開し、つくばを再発見することで、児童生徒の郷土愛を育む取組を進めます。

また、郷土の歴史や文化への理解を深めることで自身と異なる歴史や文化に立脚する人々との相互理解を図ることができる人材を育てます。

【施策体系】

7－2　つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備

（主な取組）

- 文化財の保存活用の推進
- 伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

◆文化財の保存活用の推進

本市の文化財を市民が知り、次世代に伝えていくため、文化財の現状や価値を正確に把握する調査事業、文化財を適切に後世に伝える保存事業、文化財を多くの方に知ってもらう活用事業を進めます。また、市民参加により事業間の連携強化や好循環を図る文化財サポーター事業など、つくば市民の力をいかした施策を充実させます。

◆伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

郷土の伝統・文化を学び、郷土を愛する心を育むため、各教科の学習やつくばスタイル科などにおいて、伝統文化に関する学習を充実させるとともに、地域行事への参加、遺跡や文化財などの体験的活動を充実します。

また、小田城跡歴史ひろばや桜歴史民俗資料館などの文化財展示施設および市内にある各種指定等文化財を適正に維持管理するとともに、出前授業や体験講座、教材の提供などを通じて、伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会を充実させます。



小田城跡歴史ひろば

基本方針 8

つくばらしさをいかした「学び」を推進する

施策１　つくばの特性をいかした学びの推進

【施策の方向性】

本市には、科学技術に基づく多くの知的財産と、それを担う人材が集まっている「科学のまち」という特性があり、それらをいかした学びの推進を図ります。

世界でも有数の最先端科学技術都市「筑波研究学園都市」として、大学や企業、研究機関との連携を強化して子どもたちが科学に触れる場面を増やしていくことで、未来をひらいていく力を養成します。

また、本市には、関東の名峰筑波山をはじめとして、市内を南北に走る桜川や小貝川などが存在しており、平成 28 年（2016 年）には、筑波山地域ジオパークが日本ジオパークに認定されました。子どもたちがつくばの伝統や文化を学び、自然や地域に親しむことで社会力とＳＤＧｓの視点を身につける施策を展開します。

【施策体系】

8－1　つくばの特性をいかした学びの推進

（主な取組）

- 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進
- 豊かな自然・文化をいかした学びの推進

◆「科学のまち」の特性をいかした学びの推進

最先端の研究・教育機関が集積する本市の特性をいかし、市内の大学・研究機関と連携することで、子どもたちの探究力を育むための教育を推進します。子どもたちが、より先進的で高度な情報に触れられるよう、つくばちびっこ博士、つくば科学出前レクチャー、つくば科学フェスティバル、サイエンスキッズリーグなどの機会を提供します。このような地域の力、行事をいかし、子どもが楽しく創造性を発揮できる問題解決学習を通じて、持続可能な社会の創り手としての力を育成するSTEAM※教育を推進します。

※STEAM：STEAMとは、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Arts(芸術)、Mathematics(数学)の頭文字をとったもの。



つくば科学フェスティバル

◆豊かな自然・文化をいかした学びの推進

身近にある豊かな自然の変化、その自然との関わりを通して、人と環境との関係性を学び、持続可能で環境にやさしい社会づくりについて考えを深めていく活動を推進します。

また、地域における歴史や文化、社会生活を総合的に学ぶ地域学習やつくばの特徴に関する探究学習を通して、ふるさとつくばに対する誇りや愛着を醸成し、社会力豊かな児童生徒の育成を図ります。

基本方針 9

「学び」を支える協働体制を充実する

施策１　社会全体で支える子どもたちの学び

【施策の方向性】

学校・家庭・地域・行政がつながり、協働しながら運営する学校づくりを目指します。今まで以上に学校・行政と家庭・地域とのコミュニケーションを活性化し、社会全体で子どもたちの学びを支えます。

また、これまでの家庭教育学級に加え、オンライン講座など新しい形の家庭教育を展開するとともに、より多くの地域・家庭にアウトリーチし、学校・行政と家庭・地域の結びつきの強化を図ります。

さらに、民間の運営するフリースクールや、各種地域スポーツクラブなど、様々な教育的資源を活用し、公民が連携する体制をつくります。

【施策体系】

9－1　社会全体で支える子どもたちの学び

（主な取組）

- 学校・家庭・地域・行政の連携・協働
- 家庭や地域の教育力の向上
- 公民連携で推進するフリースクール等地域資源の活用

◆学校・家庭・地域・行政の連携・協働

地域とともにある学校を目指し、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、それぞれがコミュニケーションを図りながら緩やかにつながり、一緒に協働する体制づくりを進め、児童生徒たちの豊かな成長を支えていきます。

また、ホームページを利用し、地域に対する情報発信の充実を図るとともに、「出張教育委員会」など、地域の声を聴く機会の創出を目指します。

◆家庭や地域の教育力の向上

幼稚園、小・中・義務教育学校の保護者向けに家庭教育学級を開催することで、児童生徒の健全な成長を後押しする家庭の教育力の向上と活性化を図ります。

学校教育と密接な関係を持つ家庭と地域の教育力の向上により、社会全体で子どもたちの成長を促す体制を強化します。

家庭教育学級への参加が難しい働く保護者にむけて、職場での家庭教育学級、オンライン講座や動画配信などの学びの場を提供していきます。

◆公民連携で推進するフリースクール等地域資源の活用

不登校の児童生徒が安心して通える居場所を確保するため、公民連携のフリースクールを運営します。運営に当たっては、地域の人材や学生ボランティアなどを活用し、個に応じた様々な学習機会を提供していきます。

また、地域のスポーツ団体や大学などから専門性の高い人材を小学校に派遣し、専門的見地をいかして指導をサポートすることで、児童の健やかな体などの育成を図ります。部活動についても、部活動指導員をはじめとした外部人材の活用から、地域スポーツ団体などの活用を進め、地域が支える部活動を目指します。

施策２　家庭への支援の充実

【施策の方向性】

本市が目指す学びを実現するために家庭における学習環境の充実を図ります。インターネットの活用により自宅での効果的な学習を可能とする学校家庭学習支援システム「つくばチャレンジングスタディ」や地域の人材を活用した「つくば未来塾」により、家庭における学習支援を充実させます。

また、スクールソーシャルワーカーの配置や福祉分野との連携など家庭に対するサポート・支援を強化します。

【施策体系】

9－2　家庭への支援の充実

（主な取組）

- 放課後等の学習支援の充実
- スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化
- 福祉との連携による支援の充実

◆放課後等の学習支援の充実

学校や家庭でインターネットを使って授業の予習や復習を自分のペースで学習できる「つくばチャレンジングスタディ」や、地域人材をいかし生徒の基礎学力・学習意欲の向上と学習習慣の定着を目指す「つくば未来塾」などにより、放課後や夏季休業などの学習支援の充実を図ります。

◆スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化

社会環境の変化に伴い、課題が複雑・多様化している中、スクールソーシャルワーカーが、児童生徒の家庭を支援します。家庭訪問などの相談活動を実施し、必要に応じて家庭と学校・地域社会との橋渡しを行いながら、積極的に児童生徒や保護者のケアを行います。

また、民生委員・児童委員や関係機関などと連携し、家庭それぞれの課題の解決に向けて取り組みます。

◆福祉との連携による支援の充実

本市では、経済的に困難を抱える世帯の子どもを対象に、学習支援や安心できる居場所の提供を目的に、「つくばこどもの青い羽根学習会」を実施するなど、貧困の連鎖を防ぐ取り組みを進めており、関連する福祉部局と連携しながら積極的に対象者を各種事業へとつないでいきます。

福祉的ニーズを抱える子どもをよりよく支援できるよう教育と福祉が連携を図りながら、教育の機会均等などに向けて、子どもの学びを切れ目なく支援します。

Ⅳ　計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画を推進するためには、各所管課だけではなく、国・県の関係機関をはじめ、本計画に関係する学校や家庭、地域社会との連携が不可欠です。

『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』を達成するため、各主体には本計画への理解を働きかけるとともに、情報・課題の共有を図りながら事業の展開を進めていきます。

2. 計画の進行管理

本計画により推進する事業の実施状況については、定期的に検証を行い、外部の有識者による点検・評価を行いながら、効率的な教育行政を推進します。

また、点検・評価の結果については報告書にとりまとめ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、議会に提出・公表することで市民への説明責任も併せて果たすこととします。

Ⅴ　資料編

1.　委員会設置要項

（設置）

第１条　第３期つくば市教育振興基本計画の策定に当たり、教育に関する各方面の意見を反映させるため、第３期つくば市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第３期つくば市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。

(2) その他基本計画策定に関し、必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が選任した者12人以内をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 保護者

(3) 学校長

(4) 教職員

(5) 幼稚園長

(6) 教育委員

(7) その他教育長が必要と認める者

（委嘱期間）

第４条　委嘱期間は、基本計画の策定終了までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、構成員の互選によって定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、議長となる。

２　委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、教育局教育総務課において処理する。

附　則

この要項は、令和元年（2019年）12月１日から施行する。

2． 委員名簿

（1）第３期つくば市教育振興基本計画策定委員会委員　（令和元年度）

	氏名	所属
委員長	宮寺　晃夫	筑波大学名誉教授
副委員長	土田　十司作	つくば市学校長会会長
委員	上田　孝典	筑波大学准教授
委員	小野村　哲	つくば市教育委員
委員	加藤　崇英	茨城大学教授
委員	田地　英樹	つくば市教務主任会会長
委員	根津　朋実	筑波大学教授
委員	根本　一城	つくば市 PTA 連絡協議会会長
委員	野口　光広	つくば市教頭会会長
委員	藤ヶ崎　郁子	つくば市幼稚園長会会長

（2）第３期つくば市教育振興基本計画策定委員会委員　（令和２年度）

	氏名	所属
委員長	宮寺　晃夫	筑波大学名誉教授
副委員長	和田　雅彦	つくば市学校長会会長
委員	上田　孝典	筑波大学准教授
委員	小野村　哲	つくば市教育委員（令和２年 12 月 24 日まで）
委員	加藤　崇英	茨城大学教授
委員	鈴木　孝至	つくば市教務主任会会長
委員	長橋　進也	つくば市 PTA 連絡協議会会長
委員	額賀　敏行	つくば市教頭会会長
委員	根津　朋実	早稲田大学教授
委員	宮本　由美子	つくば市幼稚園長会会長

3． 策定経過

年月日	主な議題
令和元年12月19日	第１回第３期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・つくば市教育大綱（案）の概要説明　他
令和２年８月６日	第２回第３期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第３期つくば市教育振興基本計画策定の進捗と枠組み　他
令和２年10月７日	第３回第３期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第３期つくば市教育振興基本計画の枠組み　他
令和２年11月９日	第４回第３期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第３期つくば市教育振興基本計画の枠組み及び素案　他
令和２年11月27日	第５回第３期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第３期つくば市教育振興基本計画の素案　他
令和２年12月17日	第６回第３期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第３期つくば市教育振興基本計画の素案　他
令和３年３月８日	第７回第３期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果について　他

つくば市教育委員会
〒305-8555
茨城県つくば市研究学園一丁目１番地１
つくば市教育局教育総務課
ＴＥＬ　029-883-1111（代表）
ＦＡＸ　029-868-7608